

除 草 等 業 務 処 理 要 領

1 委託業務名

北海道警察学校除草等業務

2 業務処理の場所

- (1) 札幌市南区真駒内南町5丁目1番7 北海道警察学校
(2) 札幌市南区真駒内南町6丁目2番 北海道警察学校グラウンド

3 業務処理期間

令和6年6月1日から令和6年10月31日まで

4 業務内容

(1) 除草業務

ア 業務処理対象面積（別紙1・2図面のとおり）

警察学校敷地A地区（三角形庭）	7 3 5 . 3 2	m ²
B地区（本館東側）	2, 9 3 4 . 0 7	m ²
C地区（校内全般）	2, 3 9 4 . 3 2	m ²
E地区（南・北寮、車庫周辺）	1, 3 0 2 . 9 0	m ² （犬走り含む）
警察学校グラウンド	1 9, 0 4 9 . 8 1	m ²

イ 除草回数及び実施時期

A地区	3回（6月、8月、10月）
B地区	3回（6月、8月、10月）
C・E地区	2回（6月、9月）
グラウンド	3回（6月、8月、10月）

ウ 業務処理の方法

- ・ 別紙1・2図面に示す部分の除草を行うこと。
- ・ 地面より5cm以内に刈り取ること。
- ・ 刈り取った草及び除草場所に落ちている小さな朽木等は、札幌市指定の廃棄場所に搬送し、確実に処分すること。

(2) 落ち葉処理業務

ア 業務処理対象面積（別紙1図面のとおり）

A地区・B地区 3, 6 6 9 . 3 9 m²

イ 処理回数及び実施時期

A地区・B地区 2回（10月上旬、10月下旬）

ウ 業務処理の方法

- ・ 別紙1図面に示すA地区・B地区の部分の落ち葉処理を行うこと。
- ・ 落ち葉は拾い集めること。
- ・ 拾い集めた落ち葉及び落ち葉処理場所に落ちている小さな朽木等は、札幌市指定の廃棄場所に搬送し、確実に処分すること。

5 業務処理の計画及び報告

- (1) 除草及び落ち葉処理等の業務実施前に、それぞれ別紙4「業務処理予定表」を提出すること。
- (2) 別紙5「業務日誌」には、作業量の進捗状況を記載した別紙6「平面図」を添付し、業務担当員の確認を受けるものとする。
- (3) 廃棄処理数量は処分場の領収書等を添付し、別紙3「廃棄処理数量集計表」に記載すること。
・廃棄処理予定数量 9.36 t
- (4) 各月の除草等業務完了の都度、業務日誌及び集計表を取りまとめ、別紙7「業務完了報告書」に添付し、速やかに甲に報告するものとする。

6 安全管理

- (1) 業務処理に当たり、通行人、車両等に危険が及ばないように十分留意すること。
- (2) 工作物、植木等に損傷を与えないよう十分に留意し、もし損傷を与えたときは、乙の負担で復旧すること。

7 その他

- (1) 業務処理に必要な機械及び消耗品等は一切乙の負担とする。
- (2) 業務委託料の額は、廃棄処理に係る数量が確定した後、当該数量に札幌市の条例が定める単価を乗じて得た額をもって算定し、確定させるものとする。
なお、業務委託料の額を変更する必要がある場合は、委託契約書第6条の規定により処理する。
- (3) 業務処理に当たり関係法令を遵守し、不明な箇所があるときは業務担当員と協議の上、処理すること。